資料２－２
国立大学教育研究評価委員会（第8回）
平成１８年１月２０日

教育研究の状況に関する評価の流れ（イメージ）

中期目標

各大学等の基本理念や長期的な目標を実現するための6年間の達成目標

（教育研究に関する中期目標は、質の向上に資することを目的に設定（国立大学法人法第三十条第2項第一号））

各大学等の自己点検・評価

※国立大学法人等は、自己点検・評価書を提出する際、質の向上度も分かるよう記載する。

教育研究に関する中期目標の達成状況の評価

（質の向上度を踏まえ、法人全体の中期目標の達成状況を評価）

中期計画の実施状況の調査・分析に基づき、**質の向上度**（中期目標期間において教育研究の質がどのように向上したか）を踏まえ、中期目標がどの程度達成されているかについて評価

※重点領域研究等、教育研究の水準に関連した中期目標がある場合、その水準判定結果を活用する。

教育研究の水準に関する評価

（学部・研究科等の水準判定結果を踏まえ、法人全体を評価）

教育研究の活動及びその成果等の状況が、どの程度の水準にあるかを評価

中期目標に基づく重点領域研究等の水準判定

研究の成果に関する中期目標の質的達成状況を把握するため、中期目標に基づく重点領域研究等の水準判定を別に行う。

※必要に応じて、学部・研究科等の水準判定にも活用

教育研究の状況に関する評価

※国立大学法人評価委員会の要請に基づき実施

文部科学省 国立大学法人評価委員会

・業務の実績の全体について総合的な評定を行う際に尊重

国立大学法人・大学共同利用機関法人への提供

・国立大学法人・大学共同利用機関法人の次期中期目標・中期計画への反映

社会への公表

・国立大学法人等の教育研究に関する活動に対する国民の理解の促進